

地方創生における家庭教育支援の位置づけと 元教員の役割

—郡山市と熊本市の調査を通して—

下村 一彦*・大桃 敏行**

本稿の目的は、元教員との協働で家庭教育支援事業を推進している郡山市と熊本市を事例に、「創生総合戦略」における家庭教育支援事業の位置づけを確認した上で、教育委員会（公）による家庭（私）支援での元教員の役割を分析することである。まず、両市では、就学時健診時のセミナー等の家庭教育支援事業は、地方創生の政策に含まれていない。少子化対策の観点から出生数などの数値目標が求められる地方創生の施策に、家庭の教育観にも関わる家庭教育支援が馴染まない面もあり、施策としては密接に関連しながらも別の枠組みになっていると考えられる。次に、元教員の役割は、家庭教育セミナーの内容や講師に関する全てのことを元教員の任意団体が担う郡山市と、ファシリテーターとなる市民の養成を元教員が代表のNPO法人が担う熊本市では異なる。両団体の取り組みの分析を通して、元教員という人材を活用する意義や成果、留意が求められる点や課題を整理した。

はじめに

2014年11月に「まち・ひと・しごと創生法」（以下、「創生法」）が制定され、同法にもとづき翌月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン—国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して—」（以下、「創生長期ビジョン」）と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「創生総合戦略」）が閣議決定された。前者は「日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方向を提示すること」（1頁）を目的とし、後者はこの長期ビジョンをふまえ「2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの」（「概要」1頁）である。「創生法」はまた、都道府県に対して国の「創生総合戦略」を勘案して「都道府県まち・ひと・し

*東北文教大学 **学習院女子大学

ごと創生総合戦略」を定めることを、市町村（特別区を含む）に対しては国と都道府県の「創生総合戦略」を勘案して「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めることを努力義務として位置づけた（9、10条）。

地方創生の政策は「経済政策、人口・都市政策、地域づくり政策といったさまざまな「顔」を持つ総合政策」（矢尾板 2017、10頁）とされている。地方創生の政策領域は多方面に及んでいるが、「創生総合戦略」は「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標を設定し、基本目標の枠組みで政策パッケージを示している。2015年4月の「地方創生に資する文部科学省の予算事業」では、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業（家庭教育支援）」が「放課後子ども総合プランの推進（放課後子供教室）」や「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」などとともに、基本目標の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に位置づけられた⁽¹⁾。家庭教育支援は2017年度予算では「地域における家庭教育支援総合推進事業」として計上されている⁽²⁾。

文部科学省の地方創生に資する予算事業のなかの「家庭教育支援の取組」では、「身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る」こととされた。この中で、家庭教育支援チームの構成例として子育てサポーターリーダー、元教員、民生委員、児童委員などが挙げられている。また、学習機会の効果的な提供では「就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会、親子参加行事等の実施」が示された⁽³⁾。

地方創生は日本創成会議の「地方消滅」というキーワードの発表が原点でもあり起点でもあるとされているが（矢尾板 2017、i 頁）、その事業には従来からのものが多く含まれている。家庭教育支援における上記の就学時健診などでの学習機会の提供がそうであり、地方創生においては地域人材の育成や活用が重視されているが、家庭教育支援では元教員が種々の役割を担ってきた。

このような従来からの事業では、先行研究に一定の蓄積がある。たとえば、神田（2012）は子どもの小学校入学を控える保護者を対象とした家庭教育講座について、参加者へのアンケートや参与観察等にもとづき講座の成果と課題について考察を行っている。家庭教育支援を含む社会教育に携わる社会教育指導員への退職校長等の登用については、制度創設時からそれが意図されていたことが示される（平川 2006、159 頁）とともに、すでに制度創設当初において「お説教調だとか、学習の芽をつんでしまおうとか、課長より実力者であったりすることなど」の問題点が指摘されていた（上田 1978、91頁）。また、近年の国や地方公共団体の家庭教育支援への取り組みについては、家庭への関与の観点から批判的な検討も行われている（本田・伊藤 2017、仲田 2017）。

それでは、自治体での地方創生の具体的な施策展開において家庭教育支援はどのように位置づけられ、元教員は家庭教育支援で実際にどのような役割を担っているのか。公教育の担い手であった教員が、その職を退いた後、地域の人材として教育委員会の家庭教育支援の事業に関わる場合、学校・教育委員会（公）による家庭（私）支

援の観点からの検討が重要と考えられるが、これまでの研究ではこれらの点について十分な分析は行われてこなかった。

そこで、本稿では、郡山市と熊本市の分析を通して、1つの視座を示したい。両市に着目するのは、元教員との協働が次のように特徴的だからである。郡山市は、元校長から構成される任意組織との協働で家庭教育支援に取り組んでいる。その取り組みは、文科省が主催する2016年度全国家庭教育支援研究協議会の実践交流会において注目事例として紹介されているのだが、13の家庭教育支援チームが紹介される中で、郡山市の団体だけが元教員のみでチームが構成されていた。次に、熊本市は、元校長が理事長を務めるNPO法人との協働で取り組んでいる。同市は2013年4月に全国で最初に家庭教育に関する条例「くまもと家庭教育支援条例」が定められた熊本県にあり、同NPO法人は熊本市で最初の家庭教育支援チームとして登録され、先駆的に取り組みを行ってきた。

本稿では郡山市と熊本市への訪問調査⁽⁴⁾にもとづき、第1章で郡山市、第2章で熊本市について、まず「創生総合戦略」における家庭教育支援事業の位置づけを確認し、次に小学校就学時健診の際のセミナーなどに元教員がどのように関わり、家庭教育という私的領域に教育委員会が関与する上で、どのような役割を担っているのかを検討する。

なお、本稿は下村と大桃の共同研究によるものであるが、執筆にあたっては、「はじめに」は下村と大桃が共同で、第1章は大桃が、第2章と「おわりに」は下村が担当した。

第1章 郡山市の事例分析

第1節 地方創生への取り組み

郡山市は人口約33万人の中核市である。国の「創生長期ビジョン」と「創生総合戦略」が閣議決定された翌月の2015年1月に、「郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」を設置し、「創生総合戦略」の作成に着手した。同推進本部は市長を本部長、副市長を副本部長に、各部の部長クラスから構成される全庁組織であり、推進本部の下に各課の課長クラスからなる幹事会が置かれた。同年6月には、専門的見地から広く意見を聴取するために「郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議」が設置された。「郡山市人口ビジョン」と「郡山市総合戦略～市民総活躍のまちこおりやま～」の策定は2016年2月である。

「郡山市総合戦略」は次の6つの基本目標を定めている（5頁）。

- 基本目標1 「しごとみがきと産業の活性化」
- 基本目標2 「ひとの流れと定住の促進」
- 基本目標3 「子育て支援・女性の活躍推進」
- 基本目標4 「安全・安心に暮らせるまちづくり」
- 基本目標5 「笑顔で生きいきと暮らせるまちづくり」
- 基本目標6 「誰もが楽しく学べる環境づくり」

基本目標3の「子育て支援・女性の活躍推進」では施策1に「結婚～妊娠～出産～子育ての切れ目ない支援」が示されているが、「放課後児童健全育成事業」「子育て環境整備促進事業」「子育て応援メール配信事業」「総合（地域）子育て支援センター事業」など、子ども部の子ども未来課、子ども支援課、子ども育成課の事業が並び、子ども部以外では農業委員会事務局の「農業後継者縁結び推進事業」があるだけである。この基本目標3では他の施策領域を含めて教育委員会事務局の事業は学校教育部学校管理課の「小中学生の体力向上推進事業」だけである（36－38頁）。

教育委員会の事業が多く示されているのは、基本目標6「誰もが楽しく学べる環境づくり」である。この中には、子育て支援に関わるものとして教育総務部中央公民館の「地域のびのび子育て支援事業」があり、同事業は「少子化・核家族化等で孤立しがちな親子の居場所づくりと子育ての不安解消を図るための情報提供」を行おうとするものである（47頁）。しかしながら、「就学前子育て講座」や「家庭教育講演会」などの生涯学習課の家庭教育に関する事業は、「郡山市総合戦略」の事業一覧には掲載されていない。

郡山市では、前述の子ども未来課、子ども支援課、子ども育成課の3課からなる子ども部が首長部局に置かれ、同部の所掌事務は子ども子育ての広範な領域に及んでいる（「郡山市行政組織規則」第15条の2）。また、教育委員会の「放課後地域子ども教室に関する事務」は、首長部局の子ども部で補助執行されている（「郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」第2条）。このような行政機構の中で、教育委員会事務局教育総務部生涯学習課の家庭教育支援に関する事業が、「総合戦略」の子育て関連事業一覧から落ちていったものとも考えられる。ちなみに、郡山市では、「郡山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」により、「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」と「文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）」は市長が管理し執行するものとされ、首長部局に文化スポーツ部が置かれている。さらに文化財の保護に関する事務も、このスポーツ文化部で補助執行されている（前掲「補助施行に関する規則」第2条）。

しかしながら、このような関連部局の事務配分を、家庭教育支援事業が「総合戦略」の子育て関連事業一覧から落ちていった主要因とすることは困難であり、この点については熊本市の事例で改めて検討することとする。

第2節 家庭教育事業と元教員組織との連携

「郡山市総合戦略」の事業一覧に掲載がないとはいえ、先の文部科学省事業で取り上げられているように、地方創生の検討において家庭教育支援も含めて考えることができよう。前述のように、少子化の進行、人口減が地方創生政策の起点になっており、より良き子育て環境の醸成の一環として家庭教育支援も位置づけ得るものである。

郡山市生涯学習課の家庭教育事業には次のようなものがある⁽⁵⁾。

就学前子育て講座

市立全小学校の就学時健康診断または入学説明会で保護者向け子育て講座を開催。
家庭教育学級生合同学習会

子どもを持つ保護者が抱えている子育てや家庭教育に関する悩みを共有し、解

決策を模索する機会として、年間1回開催。基調講演終了後、分科会に分かれてワークショップを行う。

家庭教育講演会

子育てや親子のふれあいなど、家庭教育に関する学習機会と情報を保護者に提供。

企業向け家庭教育講座

企業に出向いて講座を開催。家庭教育に関する不安や悩みなどを解決するための知識やヒントを得る機会と場を提供し、安心して仕事に従事できるよう支援。

生涯学習課の家庭教育事業に深く関わっているものに「郡山家庭教育を支援する会」（以下、「支援する会」）がある。同会は「家庭教育に関する理論的、実践的な研究を行い、本市家庭教育の援助、奉仕活動を通し、家庭教育の充実に寄与すると共に会員の親睦を図る」ことを目的とし、「郡山市に在住する元教職員及び社会教育に熱意を有し、本会の趣旨に賛同するものをもって組織する」ものとされている（「郡山家庭教育を支援する会規約」）。本規約の制定が1982年4月であり、30年以上の歴史をもつ組織である。規約上は元教職員でない者も入会可能であるが、訪問調査時のインタビューによれば元教職員以外の会員はなく、多くが元校長である。

郡山市の社会教育指導員は5名すべてが元校長で、「支援する会」の会員である。市内の各小学校で行われる「就学前子育て講座」では、「支援する会」のメンバーが講師を務めている。社会教育指導員による講座サンプル（DVD）の作成、講座事前説明会・研修会の実施（8月）、「支援する会」での共通理解・確認（9月）、公民館担当者・学校担当者への連絡（実施1か月前）、配布資料作成・送付、事前打ち合わせ（訪問）（1週間前）などを経て、実施される。実施後もアンケートの集計と分析、講師間での情報交換や研修が行われる（「平成28年度 郡山市の生涯学習推進構想」）。「家庭教育学級生合同学習会」では、基調講演は大学教授などが講師を務めているが、4ないしは5の分科会での助言者は「支援する会」のメンバーとスクールカウンセラーがほぼ半々である⁽⁶⁾。

ところで、郡山市に限ったことではないが、家庭教育支援での様々な行政のアプローチに関して、支援を必要とすると思われる保護者の参加が得られず、また情報も届きにくいことが指摘されている。全戸訪問という方法もあるが、実施に向けたハードルは高い。そのような中で、ほとんどの保護者が参加する就学時健康診断等での講座は、多くの保護者へのアプローチという点で有効性が高い。しかし、就学時健診の際の講座の開設は、担当する医師の都合もあり、時期の集中や日程の重複があるため、講師の確保は困難を伴う。

郡山市では、「就学前子育て講座」は、入学者のいない小学校や耐震工事の関係で会場の確保が困難な学校などを除くすべての小学校で実施されている（2016年度は市内58校のうち53校）。5名の社会教育指導員ですべての学校の講座を担当することはできず、「支援する会」が講師の人材プールとなっている。地方創生の地域人材の活用の観点からいえば、教育について知識と経験のある地域人材の、その任意組織を通じての活用となり、元校長である社会教育指導員が行政と任意組織をつないでいる。さらに、単に過去の知識や経験に拠るのではなく、講座に向けた事前の研修会も開かれ、そのための教材開発も行われており、目的に向けた人材育成（職能開発）の要素もある。

第3節 就学前子育て講座の受講者の受け止め方

以上のように、郡山市「就学前子育て講座」は、行政（公）の家庭（私）を対象とした事業の企画・実施における地域人材の活用の例となるが、それを担っている任意組織は（民）ともいえようが、構成員は公教育を担ってきた元教員である。講座のテーマの設定においてはアンケート調査から保護者のニーズが参照され、実際の講座では一方的な講演にならないように絵本を用いるなど工夫がなされている。しかしながら、講座の開設にあたる社会教育指導員も講師も元教員で、それぞれ相違はあろうが公教育の価値を大枠で共有している人たちと考えられる。それでは、受講した保護者は講座の意義をどのようにとらえているのか。

「就学前子育て講座」では受講者アンケートを実施しており、「どんな子どもに育ててほしいですか」や「子育てにおいて関心のあること、気がかりなことや心配なこと」などとともに、「今回の子育て講座で参考になったこと」を尋ねている。前二者は多肢選択式であるが、この問いは記述式で「ほめる事の大切さ」や「叱り方」、「子は親の鏡」などの回答が多く出されている。「関心のあること、気がかりなことや心配なこと」の問いで「ほめ方・叱り方」の回答が最も多く、それをふまえて講座のテーマが設定されていることによるものと考えられる⁽⁷⁾。

文科省は『家庭教育手帳』を出しており、郡山市教育委員会の生涯学習課のホームページからも見られるようになっていた。この手帳の『乳幼児編』には「しつけ」の項目があり、「良いことをしたときはしっかりほめてあげる」や「感情にまかせて叱ることとしつけとは違う」（30-33頁）などが、また「思いやり」の項目では「子どもは親の姿を見て学んでいく」（58頁）などが示されている。「感情にまかせて叱ることとしつけとは違う」や「子どもは親の姿を見て学んでいく」は『家庭教育手帳』の『小学生（低学年～中学年）編』と『小学生（高学年）～中学生編』でも示されている。郡山市の「就学前子育て講座」で「参考になったこと」、つまり学習の成果として受講した保護者が示していることは、文科省作成の『家庭教育手帳』と呼応する面があるともいえようが、これらはむしろ子育てに関わるより一般的な事項としてとらえるべきものであろう。

その一方で、それほど多くはないが「子どもの自尊心を育むことの大切さ」や「自己肯定感を育む」など、今日の日本の教育課題と直結するものも見られる。文科省の『家庭教育手帳』では3編のすべてにおいて、「個性と夢」の項目で「ダメなところを責めるより、良いところを増やしていこう」が示され、その説明には「子どもに大切なのは、自信と、自分を大切にする力です」とある（『乳幼児編』72頁、『小学生（低学年～中学年）編』84頁、『小学生（高学年）～中学生編』92頁）。自尊心や自己肯定感の育成は、『家庭教育手帳』のこのような指摘と呼応するものといえる。

さらに、講座で「参考になったこと」で「早寝早起き朝ごはん」の大切さが多く示されている。『家庭教育手帳』は3編のいずれでも「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進を取りあげ、「文部科学省と「早寝早起き朝ごはん」全国協議会では、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運を高めるための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を、平成18年度から多数の企業や団体等の賛同を得て推進しています」との説明を行っている（『乳幼児編』22頁、『小学生（低学年～中学年）編』24頁、『小学生（高学年）～中学

生編』22頁)。きちんとした生活のリズムを身につけて小学校に入学すること、これは学校教育を支えてきた人たちの多くに共通する願いであろう。それが文科省のスローガンとともに語られ、保護者には講座による学習の成果として受け止められているのである。これは勉学面というよりも、家庭の基本的な生活スタイルに及ぶものである。

第2章 熊本市の事例分析

第1節 地方創生への取り組み

熊本市は人口約75万人の政令指定都市である。郡山市同様、「熊本市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」を設置し、外部組織「熊本市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定委員会」の提言を受けながら、「熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略」（2016年3月、熊本地震のため2017年3月に改訂）を策定している。

熊本市総合戦略は、次に挙げる3つの基本目標を定めている（4・8・10頁）。

- 基本目標1 「国内外から人々を引き付けるまちを創り、安心して働くことができる雇用を生み出す。～移住・定住の促進と交流の活発化～」
- 基本目標2 「安心して子どもを産み育てられるまちを実現する。～少子化の克服と次世代育成～」
- 基本目標3 「多様な地域が形成され、安心して暮らせる地域社会を実現する。～地域の特性に応じた社会環境の創出～」

‘しごと’を冒頭に出す語順の入れ替えが象徴するように、雇用環境の充実に最も力点が置かれ、3つの基本目標の1つ目も雇用を中心としているものの、「子ども・子育て支援の充実」に関わる「安心して子どもを産み育てられるまちを実現する。～少子化の克服と次世代育成～」が2つ目の基本目標とされている。

ただし、この「子ども・子育て支援の充実」にも、教育委員会青少年教育課の家庭教育支援事業は含まれていない。また、総合戦略の見直しと向上を意図した「熊本市しごと・ひと・まち総合戦略 実施計画」（2017年9月）でも、「子ども・子育て支援」に関する事業として、教育委員会青少年教育課の児童育成クラブ事業や市民局生涯学習課の青少年の野外活動推進関連の事業などは示されているが、子ども支援課の子育て支援センターなどでの事業や保育幼稚園課の就学前機関での事業が中心であり、家庭教育セミナーは含まれていない（実施計画26-29頁）。

しかし、家庭教育支援が軽視された訳ではないのは、総合戦略と同じ2016年3月に策定された、後述する「熊本市教育大綱」の方針からも明らかである。第1章の郡山市の分析でも述べたように、家庭教育支援事業が「総合戦略」の子育て関連事業一覧から落ちたことの主要因を関連部局の事業配分とすることは困難である。そこで注目したいのが、熊本市では、「少子化の克服」を目指す地方創生の「子ども・子育て支援の充実」の施策において、出生数（年間7,000人の維持）を主目標に、保育所等利用待機児童数（2015年度の397人を2019年度には0へ）や、仕事と子育ての両立がで

きていると感じる市民の割合（2015年度の18.9%を2019年度には28.8%へ）が数値目標として示されたことである（総合戦略8・9頁）。家庭教育支援事業よりも、子育て支援施策の方が数値目標達成に直接的なアプローチとして優先されたと考えられるのである。

なお、公共政策である限り、家庭教育支援にも政策目標は示され、また郡山市のセミナー受講者へのアンケート調査のように、被支援者（親）の満足度などは数値化による測定が可能であるが、客観的な成果の数値化は、評価基準としての理想の家庭像を行政（公）が規定することになりかねず、成果の数値化を推進した地方創生政策に家庭教育支援はそもそも馴染まないものといえる。

第2節 家庭教育セミナーと家庭教育地域リーダー養成講座

前節で触れた地方創生事業としての位置づけの弱さはあるものの、郡山市同様、熊本市においても多様な家庭教育支援が行われており、主な事業には次のようなものがある。

家庭教育セミナー（教育委員会教育総務部青少年教育課）

就学時健診などを活用して、保護者に学習機会を提供する。

家庭教育学級（市民局市民生活部生涯学習課）

保護者の自主的な学習活動を支援する。拠点は公民館を活用している。

乳幼児ママ・パパ教室（健康福祉局子ども部子ども支援課）

講師を派遣して、親子のふれあい・育児相談に対応する。

赤ちゃんとのふれあい体験（健康福祉局子ども部子ども支援課）

中高生や大学生に乳幼児の世話や遊びの体験等の機会を設定する。

他の自治体同様、複数の部局が多様な取り組みを行っているが、子育て支援センターでの事業は幼児期の子どもの保護者が対象で子ども支援課が担当、家庭教育セミナーは小中学生の保護者対象で青少年教育課が担当というように、子どもの年齢等で担当課の分担が行われている。本稿で注目する家庭教育セミナーは、専門性のある講師リスト（スクールソーシャルワーカーや元校長、一般企業の方）からの派遣も行っているが、内閣府の地域活性化伝道師の三角幸三氏（熊本県在住の元校長）が、小学校入学時の交流が義務教育終了までの親のつながりを促すと指導してきたことから、ワークショップを推進しており、セミナーの3割程度（2016年度24/67件、2017年度22/73件）はワークショップ形式で実施している。そのワークショップのファシリテーターも市の登録者から派遣（規模やファシリテーターの経験回数に応じて複数人を青少年教育課の担当者がコーディネート）されるのだが、市への登録は、全20時間の家庭教育地域リーダー養成講座修了者の中の希望者となっている。

同養成講座では、ワークショップの題材として、子育てのポイントを身近な話題から学べるよう熊本県が作成した<くまもと「親の学び」プログラム>の活用法等を学ぶ。2010年の開講当初は自己啓発的な目的での受講者が多かったが、近年では、家庭教育セミナーへの派遣が意識されており、少なくとも2016年度以降の受講者募集チラシにも、受講対象者は「熊本市内に住むか通勤・通学し、学校や公民館で行う家庭教

育セミナー等の進行役（ファシリテーター）として活動する意欲のある方」と明記されている。

同養成講座の近年の受講者数と登録者数を【表1】に示したが、2016年度からはリーダーとしての活動時間帯になる昼間（13:30～16:00）に開講したことで、

市への登録率が上昇している。また、市への登録者確保と、登録者の活用（複数名でワークショップを担当する中で、市が派遣者の組み合わせの幅を確保するためには、養成講座受講年度の異なるリーダーの顔合わせの場が必要）の観点から、これまでの養成講座修了者を対象に、2015年度からステップアップ研修も実施されている。【表2】は2017年度の修了年度別受講者数を示している。

2016年3月策定の「熊本市教育大綱」では、「生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備」を施策の基本方針の1つとする中で、「市民と協働による家庭教育支援を強化」し、「地域の核となって家庭教育を推進するリーダーを育成」する（8頁）としている。市民から育成されたリーダーによるセミナーは、熊本市の家庭教育支援事業の重要な柱といえるのだが、同市ではリーダー養成講座を2013年度から2016年度まで、市民協働事業として、NPO法人教育支援プロジェクト・マスターズ熊本（以下、マスターズ熊本）に運営委託していた⁽⁸⁾。次節では、マスターズ熊本の概要をまとめた上で、人材育成に果たしている役割等を考察する。

第3節 NPO法人教育支援プロジェクト・マスターズ熊本による人材育成と活用

マスターズ熊本は、現理事長の元校長が20名の仲間（多くは元教員で中心は元校長4名）と2006年に設立（2007年10月よりNPO法人化）した。地方創生事業の1つであるエンゼル基金からの補助金などから交通費は支給するものの、会員はボランティアとして活動していることから、経済的ゆとりがあり、熱意や資質のある人材として、元校長や早期退職女性教員を中心に、PTA活動に意欲的だった保護者が入会している。NPO法人の定款でも、「会員の入会には条件を設けない（第7条）」としており、後述する市民リーダーからの入会も含め、地域人材の活躍の場となっている。活動内容としては、教育現場の多忙感解消のための支援（添削や引率）に始まり、毎月開催している子育てトークの会なども進めており、2016年1月には、熊本市内で最初の家庭教育支援チームとして文科省に登録されている。

熊本市の方針も大きく影響しているが、元教員を核とするマスターズ熊本が家庭教育支援で果たしている役割、教育委員会との関係には、大きく2つの意義がある。

1つは、家庭教育支援への多様な市民の参画を促したことである。家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会の報告書（2014）に示されているように、家庭教育支援に携わる組織には、①当事者性、②地域性、③専門性が求められており（5頁）、元教員は②地域性・③専門性を備えた人材である。しかし、元教員に①当事者性が期

【表1】リーダー養成講座の受講者数など

	受講者数	登録者数	開講形態
2015年度	36	15	平日夜間 10週開催
2016年度	22	20	平日昼間 8週開催
2017年度	18	17	平日昼間 8週開催

【表2】2017年度ステップアップ研修の受講者

リーダー養成講座 受講年度	2014	2015	2016	2017	合計
受講者数	3	3	6	14	26

待できない訳ではないが、元校長のマスターズ熊本理事長自身が、主催する子育てトークの会等を通して「元教員よりも同じ子育て経験者の方が話しやすいことがある」と実感しているように、①当事者性では寄り添える親近感も重要で、元とはいえ教員という公的な肩書が壁になることがある。市民リーダー活用の市の方針と登録への工夫の下、教育現場を熟知したマスターズ熊本がファシリテーター養成に携わり、多様な人材の参画につなげることに果たした役割は大きい。

もう1つは、リーダー養成講座修了者の活動の場を広げたことである。家庭教育支援地域リーダーのファシリテーターとしての派遣は、学習者（時に被支援経験者：保護者）が支援者として学びの成果を発揮するもので、我が国の家庭教育支援（生涯学習）の目指す方向性にも合致するが、養成されたリーダーの中には、さらにマスターズ熊本に入会し、活動の場を広げている人も5名いる⁽⁹⁾。

ただし、家庭教育地域リーダーの中には、家庭教育セミナーへの派遣を増やすよう教育委員会に要望した人もいた。家庭教育セミナーは時期が集中することもあり十分には実現されていないのだが、活動の場を行政に要望する状況は、養成講座を修了した家庭教育地域リーダーという肩書の弱さも示している⁽¹⁰⁾。公に養成されても公的な所属のない私人であり、緊張感を生まない寄り添いが期待される一方で、社会的信頼感や認知は得にくい。それに対して、マスターズ熊本では、公民館から、まちづくり人材の養成講座「地域リーダーカススキルアップ講座」（半年間に6回の講座）を年2回受託する中で、ワークショップ部分の運営を家庭教育地域リーダーの会員に委ねている。同講座では、マスターズ熊本の元校長が講演部分の講師確保から受講生の勧誘までも担っており、人的ネットワークと社会的な信頼感を有する元校長が、家庭教育地域リーダーがファシリテーターとして活動する機会を広げているのである。

おわりに

本稿では、郡山市と熊本市を事例に、「創生総合戦略」における家庭教育支援事業の位置づけを確認した上で、小学校就学時健診の際のセミナーなどに元教員がどのように関わり、家庭教育という私的領域に教育委員会が支援を行う上で、どのような役割を担っているのかを検討した。

まず、郡山市と熊本市では、ともに子育て支援を地方創生の重要施策に位置づけているものの、就学時健診時のセミナー等の家庭教育支援はそこに含まれていない。子育て支援の福祉系部局と家庭教育支援の教育委員会の縦割り行政の影響としてとらえられる面もあるが、少子化対策の観点から出生数や待機児童数などの数値目標が求められる地方創生の施策に、家庭の教育観にも関わる家庭教育支援が馴染まない面もあり、施策としては密接に関連しながらも別の枠組みで展開されていると考えられる。

次に、元教員の家庭教育支援への関わりであるが、郡山市の支援する会と熊本市のマスターズ熊本ともに、会員の元教員が教育の課題を肌で感じてきたことで、地域教育・家庭教育の充実のための支援に熱心に取り組んでいる。その中で、両団体が就学時健診時の家庭教育支援で果たしている役割は、セミナーの開講形態により大きく異なる。講演形式中心の郡山市では、講師への事前講習も支援する会の会員である社会教育指導員が主導し、また、講師として講座に直接関わっている。他方、ワークショッ

ブ形式を推進する熊本市では、市民をファシリテーターとして養成する講座を受託し、間接的に関わっている。

郡山市では、事前研修から派遣のコーディネーター、講演まですべてを元教員である支援する会の会員が担うことで、講師の安定的な確保と内容の一貫性が確保されている。また、講演のテーマもアンケートを活用し、保護者の要望に応えようとしており、教育委員会と元教員が家庭に対して一方的に関与（指導）している訳ではない。しかし、元教員のみで運営することによる公教育の価値観への偏り（家庭に学校と同様の教育を求めること）や、郡山市に限ったことではないが、国民運動として生活スタイルにまで関与する行政の必要以上の干渉への危惧は残る。家庭教育支援の柱の1つは親の学び支援であり、その学びの内容を誰がどのように構成し、チェックするのか、他の自治体の取り組みも含め、今後も注目したい。

熊本市では、教育委員会とマスターズ熊本が協働事業で養成した市民がファシリテーターとなり、ワークショップでの親近感や多様性が確保されている。また、ファシリテーターとなった市民の公的な位置づけの弱さ（社会的信頼感の弱さからの活動の場の乏しさ）を、元校長の人的ネットワークが補っており、マスターズ熊本は行政と意欲的な市民のパイプ役になっている。地方創生事業には含まれなかった家庭教育支援の関連事業で養成されたファシリテーターが、公民館での地方創生事業で活躍しているという点は、行政の枠組みに囚われないNPO法人の特性が発揮されているともいえる。ただし、マスターズ熊本が家庭教育地域リーダー養成の委託事業から退いているように、元教員の会員がボランティアとして活動することによる事業規模・継続性の課題がある。

本稿では、地方創生の重要なアクターと期待されている元教員による団体が、家庭教育支援で教育委員会と積極的に協働している事例への着目から、郡山市と熊本市の施策や元教員の役割を検証した。上述のように、両市に共通する地方創生における家庭教育支援の位置づけや、家庭教育支援に元教員が携わることの意義と課題を示したが、特徴的な事例の検討によるものであり、地方創生と家庭教育支援の関係性、私事である家庭教育への支援に公教育の担い手であった元教員が果たす役割を総括できるものではない。他の自治体への調査などを重ね、今回示した視座を深めることが本研究の今後の課題である。

<注>

- (1) 文部科学省「地方創生に資する文部科学省の予算事業について」（平成27年4月15日時点）[http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/05/01/1355573_01.pdf]（2018年2月25日アクセス）
- (2) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「平成29年度予算におけるまち・ひと・しごと創生関連事業」（平成28年12月）[<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/pdf/h28-12-22-h29tousyo.pdf>]（2018年8月24日アクセス）
- (3) 文部科学省「家庭教育支援の取組（「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」で実施）」[http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/16/1355775_16.PDF]（2018年2月25日アクセス）

- (4) 2018年1月16日に郡山市教育委員会事務局並びに郡山家庭教育を支援する会の担当者に、2017年9月28日と2018年2月27日に熊本市教育委員会事務局並びにNPO法人教育支援プロジェクト・マスターズ熊本の担当者に、それぞれインタビューを実施し、あわせて資料収集を行った。
- (5) 郡山市生涯学習課「家庭教育」[<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/kyoiku/shogai/katekyoiku/index.html>] (2018年2月25日アクセス)
- (6) 郡山市教育委員会生涯学習課「家庭教育学級生合同学習会」[<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/513000/shogai/gakushukai.html>] (2018年2月25日アクセス)
- (7) 郡山市教育委員会生涯学習課「H29就学前子育て講座アンケート集計結果」(訪問時配布資料)。以下のアンケートからの記述はこの「集計結果」による。
- (8) 2017年度も市はマスターズ熊本に委託を継続する方針だったが、講習会が毎週連続開講の中で、マスターズ熊本のスタッフの負担感が強く、2016年度で委託(市民協働事業も)は終了し、2017年度は、有限会社マリオネットに委託されている。
- (9) マスターズ熊本では、地域での信頼感などから元教員が法人の活動に参画する有効性も強く感じており、継続的に勧誘しているが、思うようには会員確保に結びついていない。意欲的な市民の入会は、法人の活動の継続・発展にも貢献している。
- (10) 市民リーダーは、公的な役職ではないため、教育委員会事務局や公民館に拠点がない。そのため、ワークショップで用いる共有教材の保管場所や振り返り・情報交換の場の確保が課題となっている。なお、文部科学省の「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」によると、専用の事務スペースを有している家庭教育支援チームは31.6%であり(96頁)、マスターズ熊本も拠点を有していない。

<参考文献>

- 上田幸夫(1978)「戦後社会教育職員論の系譜(Ⅱ)—1970年代の「専門職化」の否定と形成—」『東洋大学文学部紀要 教育学科篇』第4号、86-109頁
- 神田雅貴(2012)「子どもの小学校入学を控える保護者を対象とした家庭教育講座の実施方法の考察」『琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要 生涯学習フォーラム』第6号、29-38頁
- 熊本市(2016)「熊本市教育大綱」(平成28年3月)
- 熊本市(2016)「熊本市しごと・ひと・まち創生 総合戦略」(平成28年3月)
- 熊本市(2016)「熊本市人口ビジョン」(平成28年3月)
- 熊本市(2016)「第7次熊本市総合計画」(平成28年3月)
- 熊本市(2016)「熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略 実施計画」(平成29年9月)
- 郡山市(2016)「郡山市人口ビジョン」(平成28年2月)
- 郡山市(2016)「郡山市総合戦略～市民総活躍のまち こおりやま～」(平成28年2月)
- 佐久間信夫・井上善博・伊藤忠治編著(2017)『地方創生のビジョンと戦略』創成社

- 佐野真一郎・池田信子（2015）「子育て施策としての「家庭教育講座」実施を考察する—子育て支援における保護者ニーズとは—」『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』第32号、37-54頁
- 首相官邸（2014）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日）
- 首相官邸（2014）「まち・ひと・しごと創生総合戦略—概要—」
- 首相官邸（2017）「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日）
- 首相官邸（2014）「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン—国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して—」（平成26年12月27日）
- 袖井孝子編著（2016）『「地方創生」へのまちづくり・ひとづくり』ミネルヴァ書房
- 仲田康一（2017）「行政による「家庭教育支援」—何が問題か—」『人間と教育』No.96、90-97頁
- 平川景子（2006）「社会教育指導員の役割と展望—非常勤職員問題とジェンダーの視点から—」『明治大学人文科学研究所紀要』第59冊、149-165頁
- 本田由紀・伊藤公雄編著（2017）『国家がなぜ家族に干渉するのか 法案・政策の背後にあるもの』青弓社
- 民主的な社会教育を発展させる都民の会（1972）「社会教育指導員制度への憂慮」『月刊社会教育』国土社、第16巻4月号、55-59頁
- 文部科学省（2010）『家庭教育手帳 乳幼児編（ドキドキ子育て）』（平成22年）
- 文部科学省（2010）『家庭教育手帳 小学生（低学年～中学年）編（ワクワク子育て）』（平成22年）
- 文部科学省（2010）『家庭教育手帳 小学生（高学年）～中学生編（イキイキ子育て）』（平成22年）
- 文部科学省家庭教育支援の推進に関する検討委員会（2012）「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」（平成24年3月）
- 文部科学省家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会（2014）「「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理」（平成26年3月）
- 文部科学省（株式会社リベルタス・コンサルティング）（2013）「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査研究 調査報告書」（平成25年3月）
- 矢尾板俊平（2017）『地方創生の総合政策論—“DWCM” 地域の人々の幸せを高めるための仕組み、ルール、マネジメント』勁草書房
- 山下祐介・金井利之（2015）『地方創生の正体—なぜ地域政策は失敗するのか』筑摩書房

<付記>

本稿は、東北教育学会第75回大会（東北大学：2018年3月3日）における口頭発表「地方創生を担う地域人材としての元教員の家庭教育支援への参画～郡山市と熊本市の調査を通して～」の資料に加筆・整理を加えたものであり、科学研究費基盤研究（B）「生涯学習行政の推進における公と私に関する理論的実証的研究」（研究代表者：背戸博史、課題番号：17H02666）及び科学研究費挑戦的萌芽研究「地方創生にはた

「す教育施設・人材の新たな活用に関する日英比較研究」(研究代表：宮腰英一、課題番号：15K13198) の研究成果の一部である。